

5 消安第 4053 号
令和 5 年 11 月 13 日

都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針
（獣医療広告ガイドライン）の全部改正について

令和 5 年 10 月 13 日付けで、「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和 5 年農林水産省令第 52 号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

これに伴い、別添のとおり「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）（平成 26 年 11 月 25 日付け 26 消安第 4083 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「指針」という。）の全部を改正しますので、指針に沿った監視指導体制整備、違反事例の取締り等をお願いします。

なお、指針の施行は改正省令が施行される令和 6 年 4 月 1 日からとなりますので、それまでに、貴管下の診療施設の開設者及び管理者、関係団体等に周知するのに加え、指針の十分な理解が図られるよう、特段のご配慮をお願いします。

(別記)

北海道知事 殿
青森県知事 殿
岩手県知事 殿
宮城県知事 殿
秋田県知事 殿
山形県知事 殿
福島県知事 殿
茨城県知事 殿
栃木県知事 殿
群馬県知事 殿
埼玉県知事 殿
千葉県知事 殿
東京都知事 殿
神奈川県知事 殿
新潟県知事 殿
富山県知事 殿
石川県知事 殿
福井県知事 殿
山梨県知事 殿
長野県知事 殿
岐阜県知事 殿
静岡県知事 殿
愛知県知事 殿
三重県知事 殿
滋賀県知事 殿
京都府知事 殿
大阪府知事 殿
兵庫県知事 殿
奈良県知事 殿
和歌山県知事 殿
鳥取県知事 殿
島根県知事 殿
岡山県知事 殿
広島県知事 殿
山口県知事 殿
徳島県知事 殿
香川県知事 殿
愛媛県知事 殿
高知県知事 殿
福岡県知事 殿
佐賀県知事 殿
長崎県知事 殿
熊本県知事 殿

大分県知事 殿
宮崎県知事 殿
鹿児島県知事 殿
沖縄県知事 殿